

活力ある学校づくり について

令和4年10月
荒尾市教育委員会

議事について

- 少子高齢化や人口減少が進み、市内の小中学校における児童生徒数の減少する中、本市においては、平成18年度から平成29年度までの期間、「活力ある学校づくり」などを目的とし、「荒尾市学校規模適正化計画」に基づく学校の統廃合などの取組を行った。
- 計画期間における学校統廃合の取組に一定の成果があったが、昨今、国においては「学校統廃合を選択しない取り組み」も尊重されている。
- 教育委員会では、これまでの成果や地域の状況等を考慮し、現在の学校規模を当面の間維持し、小規模校においてはメリットの最大化を図りながら「活力ある学校づくり」を推進したいと考える。
- 本日の会議においては、これら教育委員会の認識を示すとともに、「活力ある学校づくり」について市長と意見交換を行いたい。

荒尾市学校規模適正化計画の概要及び実施状況

○ 前期計画（平成18～23年度） ※計画どおりに実施

実施時期	対象校
平成19年4月1日	荒尾第四小学校と緑ヶ丘小学校
平成20年4月1日	荒尾第五中学校（荒尾第三小学校区は荒尾第一中学校、荒尾第四小学校校区は荒尾第三中学校）
平成22年4月1日	荒尾第一中学校と荒尾第二中学校
平成23年4月1日	荒尾第二小学校と荒尾第三小学校

○ 後期計画（平成24～29年度）

- 有明小学校、清里小学校、桜山小学校の統合→見送り
- 緑ヶ丘小学校、平井小学校の統合→見送り
- 府本小学校、八幡小学校の統合→見送り（府本小校区から有権者の7割近い統合反対署名提出）

荒尾市学校規模適正化計画の評価

○ 前期計画の評価

保護者や地域住民の理解を得て計画どおりに統廃合を実施できた。

○ 後期計画の評価

学校や地域の特性など様々な環境の違いから、統廃合について保護者及び地域住民の理解を得ることができなかったが、児童数の減少等現状や課題等を地域と共有できた。

【全体評価及び主な成果】

計画どおりに進んだ統廃合は有意義であり、地域住民の意思を尊重した判断も妥当であった。

目的	主な成果
活力ある学校づくり	統合後のアンケートでは、児童及び保護者から「友達が増え楽しい」「行事が活発になった」という肯定的意見が多数を占めた。
より豊かな心を持ったたくましい児童生徒の育成	中学生において体力・運動力面に向上が見られた。
指導体制の充実	統合校した中学校において、各教科の教職員数不足を解消できた。 教職員相互の意見交換の活発化など、教職員の資質や指導力向上に貢献できた。
効率的な教育行政の推進	財政が非常に厳しい中、旧二小や旧三小校舎の老朽化が著しくなっていたが、統合により学校施設整備が重点化できた。

小中学校における児童生徒数の見込み①

児童数〔学級数〕（特別支援学級数は除き試算）

	令和4年度 （現在）		令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
一小	439	〔15〕	446	〔15〕	455	〔16〕	441	〔15〕	456	〔16〕	431	〔15〕
万田小	410	〔13〕	412	〔14〕	417	〔15〕	414	〔15〕	417	〔15〕	416	〔15〕
平井小	152	〔6〕	143	〔6〕	139	〔6〕	122	〔6〕	108	〔6〕	103	〔6〕
府本小	71	〔6〕	64	〔6〕	62	〔6〕	58	〔6〕	59	〔6〕	60	〔6〕
八幡小	238	〔11〕	223	〔10〕	222	〔10〕	204	〔9〕	192	〔8〕	191	〔8〕
有明小	193	〔6〕	188	〔6〕	182	〔6〕	179	〔6〕	175	〔6〕	160	〔6〕
緑ヶ丘小	379	〔12〕	373	〔12〕	355	〔12〕	337	〔12〕	324	〔12〕	311	〔12〕
中央小	541	〔18〕	535	〔18〕	526	〔18〕	510	〔18〕	481	〔17〕	450	〔16〕
清里小	82	〔6〕	78	〔6〕	80	〔6〕	81	〔6〕	74	〔6〕	77	〔6〕
桜山小	128	〔6〕	132	〔6〕	123	〔6〕	119	〔6〕	118	〔6〕	114	〔6〕
合計	2,633	〔99〕	2,594	〔99〕	2,561	〔101〕	2,465	〔99〕	2,404	〔98〕	2,313	〔96〕

小中学校における児童生徒数の見込み②

生徒数〔学級数〕（特別支援学級数は除き試算）

	令和4年度 (現在)		令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
海陽中	483	〔13〕	495	〔14〕	508	〔15〕	504	〔15〕	471	〔14〕	487	〔15〕
三中	518	〔16〕	509	〔15〕	524	〔16〕	515	〔16〕	506	〔15〕	474	〔14〕
四中	239	〔8〕	221	〔8〕	211	〔7〕	221	〔7〕	218	〔6〕	206	〔6〕
合計	1,240	〔37〕	1,225	〔37〕	1,243	〔38〕	1,240	〔38〕	1,195	〔35〕	1,167	〔35〕

【小学校の児童数】

今後5年以内で法令上の標準規模（12～18学級）を下回る学校（小規模校）は6校（現在6校）。複式学級の発生については、本試算上では見込まれないが、府本小学校においては一部の学年においてごく少数の転出等によっては可能性がある。

【中学校の生徒数】

今後5年以内で法令上の標準規模（12～18学級）を下回る学校（小規模校）は1校（現在1校）。

学校が抱える課題

課題	内容
子供たちや子供たちの抱える課題の多様化	<ul style="list-style-type: none">・大きく変化する社会・特別な支援を必要とする子供たちの増加・いじめ、不登校、貧困等の顕在化・子供たちの多様化
教職員の働き方改革	<ul style="list-style-type: none">・教職員の長時間勤務等による負担・教職員数の不足
施設の老朽化	<ul style="list-style-type: none">・約7割が築30年以上・施設の長寿命化、バリアフリー化の推進・新しい時代の学びを支える学校施設

国の方針等取り巻く状況の変化



○文部科学省の方針変更

- 平成27年1月27日に新たな「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き」を策定・通知。（それまでの手引き等は廃止。）
⇒ 「学校統合と学校の存続を選択する場合などの複数の選択があるとし、市町村のいずれの選択も尊重されるべきものである。」教育的な視点と小・中学校の地域コミュニティの核としての性格、双方への配慮がなされたものとなった。

○学校と地域の連携・協働による学校づくりと地域づくりの必要性の増大

- 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」「社会教育法」の改正
⇒ 「コミュニティースクール」の導入の努力義務化、「地域学校協働活動」の推進

○少人数学級による教育のメリットへの認識（一人ひとりにきめ細かな指導、感染症対策など）の高まり

- 令和3年度から5年かけて40人学級から35人学級へ引き下げ（義務標準法改正）

教育委員会の考える対応方針

○**現行の学校の体制（小学校10校、中学校3校）を当面維持**

小規模校を存続させる場合の充実策を検討・取組みながら**小規模校のメリットの最大化やデメリットの最小化**を図り、**保護者、住民とも課題や結果を共有**し、小規模校を維持することが、それぞれの地域で子供たちを健やかに育てていくための「**最善の選択**」となるようにしていく。

○**小規模校のメリットを生かした取組の推進**

創意工夫を生かし、時代に合った施設の整備と合理化などに取り組む。

○**状況の変化などによる課題の把握と的確な対応**

教育の環境や状況の変化などによる課題を的確に捉え、必要な対応に努める。

対応方針の具体化に向けた取組案



○地域との密接なつながりを活かした校外学習・体験活動の充実

令和4年度から市内全校区で運営を開始した学校運営協議会（コミュニティスクール）等を活用し、地域と連携した学校づくりを行うとともに、地域とのつながりを活かした校外学習・体験活動の充実に努める。

○ICTの活用による他校との合同授業等

1人1台端末（タブレット端末）の利活用の幅を広げ、他校との合同授業の実施等、ICTを活用した繋がりづくりを促進する。

○「小規模特認校制度」の導入

従来の通学区域は残したままで、通学区域に関係なく、市内のどこからでも就学を認める「特認校制」のうち、「小規模校」において取り入れられているものの通称。本市の地理的特徴を生かし、この制度を活用した小規模校のメリット最大化を検討する。